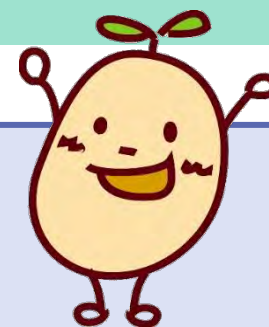


岡崎市

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの 構築に向けた取り組みについて

ま なんで め ざして き づいて ち いきで ※
～まめ吉がつなぐ 協働の輪～



©岡崎市健康・食育キャラクター まめ吉

※このキャッチフレーズは圏域内精神科病院T医師のご協力で作成しました。

1 県、指定都市、中核市、特別区の基礎情報

岡崎市

岡崎市

取組内容

- ・ 自立支援協議会
- ・ 精神保健福祉地域支援協議会
- ・ 重層的支援体制整備事業
- ・ 岡崎市住宅確保要配慮者居住支援協議会
- ・ 措置入院者の退院後支援 等

<基本情報入力シート>

自治体名（記入してください）→

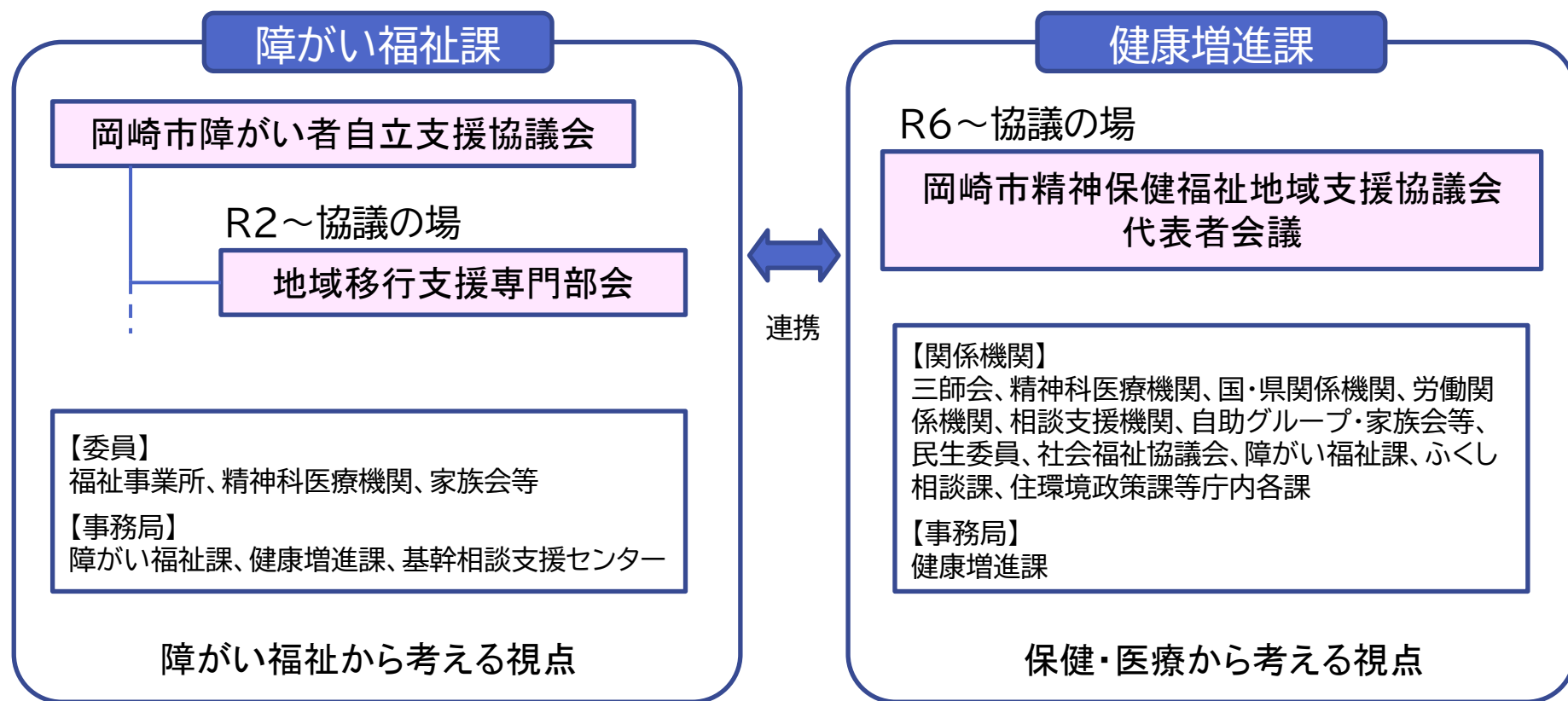
岡崎市

（※「■網掛け」部分及び「●」部分に半角数字で入力してください）

障害保健福祉圏域数（R8年5月時点）		1	か所
市町村数（R8年5月時点）		1	市町村
人口（R8年4月時点）		380,398	人
精神科病院の数（R8年5月時点）		2	病院
精神科病床数（R8年4月時点）		245	床
入院精神障害者数 （R6年6月時点）	合計	131	人
	3か月未満（％：構成割合）	32	人
		24.4	％
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	34	人
		26.0	％
	1年以上（％：構成割合）	65	人
		49.6	％
退院率（R●年●月時点）	うち65歳未満	62	人
	うち65歳以上	69	人
	入院後3か月時点	-	％
	入院後6か月時点	-	％
心のサポーター養成者数		0.0	人
相談支援事業所数 （R8年5月時点）	基幹相談支援センター数	1	か所
	一般相談支援事業所数	6	か所
	特定相談支援事業所数	21	か所
保健所数（R8年5月時点）		1	か所
（自立支援）協議会の開催頻度（R8年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	3	回／年
	精神領域に関する議論を行う部会の有無 精神領域以外の議論も行う	有	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（R8年5月時点）	都道府県	有・無	-
	障害保健福祉圏域	有・無	- / -
	市町村	有	2 / 1

岡崎市で実施している事業

所属部署		事業名	
福祉部	障がい福祉課	精神保健医療福祉体制の整備に係る事業	岡崎市障がい者自立支援協議会地域移行支援専門部会
		精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業	
		当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業	ピアカウンセリング、家族会支援
	ふくし相談課	その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業	重層的支援体制整備事業 地域包括支援センター、就労準備支援事業
都市政策部	住環境政策課	住まいの確保と居住支援に係る事業	岡崎市住宅確保要配慮者居住支援協議会
保健部 (保健所)	健康増進課	精神保健医療福祉体制の整備に係る事業	岡崎市精神保健福祉地域支援協議会代表者会議
		普及啓発に係る事業	世界メンタルヘルスデー普及啓発 精神保健福祉普及啓発講演会 等
		精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業	措置入院者退院後支援事業
		当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業	自助グループ、家族会支援
		地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業	関係機関向け研修会



○平成21年

関係機関のネットワークの確立と強化を図ることにより、総合的かつ効果的な地域精神保健福祉活動の充実を図り、精神障がい者の治療及び社会復帰の援助等を行うことを目的として「岡崎市精神保健福祉連絡会議」を設置

○平成22年

精神科病院に入院している精神障がい者のうち、病状が安定しており、受入れ条件が整えば退院可能な者に対し、地域の障がい福祉サービス等を利用する機会を提供し、社会復帰のための支援および地域における自立生活のための支援を行うことにより、地域生活への円滑な移行を促進することを目的として「岡崎市精神障がい者地域移行支援事業」の実施

また、支援の進捗状況の把握、事業効果の評価、地域社会資源の開発等について協議し、円滑な支援を実施していくために本事業において「岡崎市精神障がい者地域移行支援協議会」を設置

○平成24年

「岡崎市精神障がい者地域移行支援協議会」を前身とした「岡崎市障がい者自立支援協議会地域移行支援専門部会」を設置

○平成29年

「岡崎市精神保健福祉連絡会議」を「岡崎市精神保健福祉支援地域協議会」に変更

○平成31年（令和元年）

措置入院者退院後支援事業の開始

岡崎市住宅確保要配慮者居住支援協議会を設置

○令和2年

既存の自立支援協議会地域移行支援専門部会を協議の場と位置付ける

○令和3年

重層的支援体制整備事業の開始

○令和5年

重層的支援体制整備事業の開始

○令和6年

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業参加

＜R 7 年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R 7 年度当初)	実績値 (R 7 年度末)	具体的な成果・効果
①岡崎市自立支援協議会地域移行支援専門部会	年 4 回実施	年 4 回実施	・地域移行に関する『見える化シート』を近郊精神病院へ配布した。 ・居宅介護に係る課題について意見交換を実施した。
②岡崎市精神保健福祉地域支援協議会	1 回実施	1 回実施	既存の会議だが、にも包括の協議の場として開催。R 8 年度に予定している、子どもや若者への取り組みについて、関係部署と現状や課題の意見交換を実施した。
③関係機関向け研修会	1 回実施	1 回実施	医療・福祉の立場から、精神疾患（精神障がい者）の理解や障がい者支援について講演を実施した。
④ピアサポーターの活用	1 回活用	1 回活用	研修会のシンポジストとして登壇いただき、当事者の声を聞く機会を設けたことで、参加者は精神障害への理解が深まった。
⑤措置入院者退院後支援事業	-	14件	退院後の生活を地域で見守る体制を関係機関と協議しながら、本人の地域生活のサポート、見守りを継続し、必要な場合には計画期間終了後も通常支援を実施することができている。

【特徴（強み）】

にも包括の協議の場とする以前から、保健、医療、福祉の関係者による会議が開催されており、意見交換が実施できている。福祉は市役所障がい福祉課、保健は保健部（保健所）健康増進課と別々の部署で担当しているが、それぞれの協議の場に事務局として出席し連携を図っている。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割（取組）	
居宅介護における適正なサービス利用に繋げるため、サービス利用者へ居宅介護に関する理解の促進が必要	・サービス適正利用に係る調査、意見交換や検討を実施 ・サービス適正利用のため、サービスを利用する上での確認事項を形式化	保健	居宅介護の適正利用に係る検討及び施策の実施
		医療	居宅介護に関する理解促進を図る
		福祉	居宅介護を利用する上での確認事項を検討
		その他関係機関・住民等	居宅介護に関する理解促進を図る
関係機関職員等へ精神障がいに対する正しい理解の啓発が必要	・関係機関職員等の精神障がいに対する理解を深めるため、研修会/講演会を実施（対象：子ども・若者に関わる関係機関、居宅介護支援者）	保健	関係機関のニーズの把握、研修の企画・開催
		医療	研修への協力（企画についての相談等）
		福祉	研修の企画・開催
		その他関係機関・住民等	ぴあサポート事業の活用、研修への参加、支援の実施

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (R 8 年度当初)	目標値 (R 8 年度末)	見込んでいる成果・効果
①居宅介護を利用する上での確認事項を形式化するため、地域移行支援専門部会において調査及び意見交換を実施	3回	3回	居宅介護を利用する上での確認事項が整理され、適正なサービス利用に繋がる
②関係機関職員等の精神障がいに対する理解を深めるため、研修会/講演会を実施	年1回	年2回	関係機関職員等が精神障がいについて正しく理解し、適切な支援が実施できる

※指標設定が困難な場合は、代替指標や定性的な文言でも構いません。

【にも包括構築の体制】

障がい福祉課と健康増進課が協働し、福祉の視点と保健・医療の視点の2つの協議の場において、医療機関、福祉事業所、相談支援機関が連携しながら「にも包括」の構築を推進している。

所管部署名（※）	所管部署における主な業務	連携部署・機関名	連携部署・機関における主な業務
福祉部 障がい福祉課	自立支援協議会、自立支援協議会地域移行支援専門部会設置 障害福祉サービスの申請受付 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）申請受付・交付	福祉部 ふくし相談課	重層的支援体制整備事業 地域包括支援センター 就労準備支援事業
保健部 健康増進課	精神保健福祉地域支援協議会設置 精神保健福祉業務、自殺対策業務	都市政策部住環境政策課	岡崎市住宅確保要配慮者居住支援協議会設置

各部門の連携状況		強み・課題等
保健	精神保健福祉地域支援協議会における保健・医療・福祉の連携及び支援体制の整備 個別ケースにおける連携	県保健所と定期的に連絡会を開催し、措置入院者退院後支援等において連携しながら対応している。
医療	協議の場への参加 措置入院者退院後支援への協力等、個別ケースにおける連携	同一の障害福祉圏域内すべての精神科病院が協議の場に参加し、連携しやすい体制ができている。
福祉	自立支援協議会における地域の関係機関による協議 個別ケースにおける連携 R3年度に重層的支援体制整備事業を開始 R5年度に住まい支援センターを開始	【強み】地域生活という視点で話し合うことができる。 【課題】他機関、他職種と課題が異なるため協同で地域課題を検討する際に方向性が合わないことがある。精神障がい者支援に苦手意識をもつ事業所が多い。
その他関係機関・住民等	個別ケースにおける連携	

※各部門の状況はできるだけ詳しく記載ください

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	既存の会議体を活用している場合はその名称・課題・強み等
岡崎市障がい者自立支援協議会地域移行支援専門部会	保健：	年3回	困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整 地域の社会資源の開発及び改善 地域移行支援についての普及活動	精神障がいに限らず他の障がいの家族会も参加し意見交換を実施。 個別ケースの検討は場合によって検討可能。
	医療：精神科医療機関			
	福祉：福祉事業所			
	その他関係機関・住民等： 家族会等			
岡崎市精神保健福祉地域支援協議会 代表者会議	保健：愛知県精神保健福祉センター	年1回	関係機関等が行う支援体制の効果的な連携及び整備 関係者の資質向上及び市民の啓発活動等 その他ネットワークの確立と支援に必要な事項	強み：医療、保健、福祉の部署に加え、家族会等も出席し、地域の方も含めた連携の場になっている。 課題：出席者が多岐にわたるため、全体での意見交換や議題の検討が難しい。 焦点を絞っての議論だと意見が出にくい部署の方もいる。
	医療：三師会、精神科医療機関			
	福祉：相談支援機関、社会福祉協議会、障がい福祉課、ふくし相談課、住環境政策課等			
	その他関係機関・住民等： 労働関係機関、自助グループ・家族会、民生委員等			

【その他事項】

※協議の場の運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載してください

・令和6年度から岡崎市精神保健福祉地域支援協議会も協議の場とし、岡崎市障がい者自立支援協議会地域移行支援専門部会と2本立てで精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進している。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための 協議の場に関連する会議等の実施状況

名称	協議の場の構成員	開頻度	実施内容	特記事項（課題・強み等）
地域共生社会における住まい支援フォーラム	保健：	年 2 回	市町村賃貸住宅供給促進計画の策定及びその推進に関すること 住宅確保要配慮者居住支援協議会に関すること	住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議する
	医療：			
	福祉：ふくし相談課等			
	その他関係機関・住民等：住環境政策課、市営住宅課、居住支援団体等			
障がい者虐待防止ネットワーク会議	保健：健康増進課	年 7 回	関係機関相互の連携を図り、高齢者及び障がい者の虐待の早期発見、早期対応をはじめとする高齢者及び障がい者の権利擁護に係る事業を円滑に推進するため、事例等重要事項について審議及び調整を行う	
	医療：三師会			
	福祉：社会福祉協議会、長寿課、障がい福祉課等			
	その他関係機関・住民等：警察署、弁護士会等			
子ども・若者支援地域協議会	保健：こども家庭センター	年 1 回	子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整、必要な体制の整備、広報及び啓発に関することについての協議	
	医療：			
	福祉：社会福祉協議会等			
	その他関係機関・住民等：教育委員会、教育相談センター、警察署等			

【その他事項】

※協議の場の運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載してください

事業利用予定年数：令和8年度まで（3年間）

到達目標
（R9年度まで）

精神保健福祉事業全般において、にも包括との関連性を考えながら、事業の位置づけ、目的等を再度整理し、誰から見ても分かりやすい事業の運営を目指す。
また、保健部門と福祉部門の連携において、担当者が変わっても継続的に事業が実施されるような体制づくりを意識して取り組む。

年度	実施内容	具体的な取組
R8年度	・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に資する事業の実施 ・第5次岡崎市地域福祉計画との連動についての検討 ・第6次岡崎市障がい者基本計画・第8期岡崎市障がい福祉計画・第4期岡崎市障がい児福祉計画 ・関係機関向けの研修会/講演会の実施	・子ども・若者の精神的な問題とその支援に関し、関係機関の現状と課題を把握し、研修を実施。支援者同士の連携強化を図る。 ・第5次岡崎市地域福祉計画と連動したシステム構築のため、関係各課と調整する。 ・第6次岡崎市障がい者基本計画・第8期岡崎市障がい福祉計画・第4期岡崎市障がい児福祉計画と連動した施策等の構築のため、関係各課と調整する。 ・関係機関に意見交換/ヒアリングを実施し、課題を抽出。関係機関からのニーズに応じた研修会/講演会を実施。
R9年度	・関係機関向けの研修会/講演会の実施継続	・前年度の取組の評価に基づき、関係機関からの課題・ニーズに応じた研修会/講演会を実施。

10 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール（短期）

到達目標 (R 8 年度)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の現状の可視化、課題の明確化
------------------	---------------------------------------

時期（月）	実施内容	具体的な取組
R 8 年度 年 3 回	岡崎市障がい者自立支援協議会地域移行支援専門部会・コア会議	・ 居宅介護のサービス適正利用に係る調査、意見交換や検討を実施 ・ 居宅介護のサービス適正利用のための確認事項を形式化 ・ 居宅介護支援者に対する精神障がいの特性理解のための研修を実施
4 月～6 月	ヒアリング対象機関およびヒアリング内容の検討	・ 子ども・若者に関わる関係機関の課題把握のためのヒアリング対象機関及び内容を検討
7 月～9 月	ヒアリングの実施	・ 子ども・若者に関わる関係機関の課題把握のためのヒアリングを実施 ・ ヒアリング結果をもとに講演会を企画
10 月～12 月	岡崎市精神保健福祉地域支援協議会関係機関向け研修会	・ 保健医療福祉関係機関による情報共有等 ・ 関係機関職員等の精神障がいに対する理解を深めるため、研修を実施
通年	自助グループ、家族会支援	・ AA（アルコールクス・アノニマス）のオープンスピーカーズミーティングに参加
通年	措置入院者退院後支援事業	・ 措置入院者退院後支援計画の作成、支援の実施
通年	市職員出前講座	・ 「こころの病気について」「災害時のメンタルヘルス」